

トランス・コンデンサの処理委託等の現状と課題について

平成 24 年 3 月 28 日

日本環境安全事業株式会社

1. トランス・コンデンサの搬入に至るまでのプロセス (図 1、2)

○ 個々の保管事業者の機器が JESCO に搬入されるまでの手続きの流れは次のとおり。

1) 契約手続き

- ・ JESCO は保管事業者から機器に関する詳しい情報（製造年月、型式、機器総重量等）の登録を受ける。
- ・ JESCO は少量保管事業者に対する説明会を順次開催（1 回当たり 30～50 者程度）し、契約手続きや中小企業者等軽減制度等を説明する。
- ・ JESCO は機器の保管状況や漏洩の有無等を、写真等又は現場で確認する。
- ・ 保管事業者は、JESCO と処理委託契約を締結する。

2) 収集運搬手続き

- ・ 保管事業者は収集運搬業者を選定し、収集運搬委託契約を締結する。
- ・ 収集運搬業者は JESCO と搬入日の調整を行い、期日を決定する。
- ・ 収集運搬業者は搬出日に保管事業者の保管場所からトランス・コンデンサを収集し、JESCO 事業所に運搬する。効率化のため、複数の保管事業者の保管場所を巡回して収集し運搬する場合もある。
- ・ 保管事業者は、漏洩のおそれがある機器について、自ら又は収集運搬業者に委託してあらかじめ補修・補強を行う。

2. トランス・コンデンサの処理委託に係る現状と問題点

保管事業者は、PCB 特措法に定めるところにより、法律に基づく期限内に確実に処分されるよう JESCO に委託する時期を定める等計画的に処理しなければならないこととなっている。一方で、JESCO においては、効率的な処理が実施できるよう、保管事業者に対し機器の登録等を働きかけている。

(1) 処理委託に関する現状

①登録について

- ・ JESCO では、随時、保管事業者から機器に関する情報登録を受け付けるほか、これまでに次のような方法で登録の促進を働きかけてきている。

- ▶ 早期登録制度による働きかけ：JESCO の事業開始時（平成 17 年度）に、全国の保管事業者に対して、登録を呼びかけた。
- ▶ 特別登録制度による働きかけ：自治体からの登録要請文書を添えて、当該自治体内の保管事業者に対して、ダイレクトメールで登録を呼びかけている。（平成 24 年 5 月までに、28 の都道府県市・地区で実施又は実施予定）。

②未登録事業者に対する登録の働きかけについて

- ・ 平成 23 年 1 月から 2 月にかけて、JESCO は、PCB 特措法に基づき機器の届出を行っている事業場のなかで、JESCO の処理対象の機器（高濃度トランス・コンデンサ）を保管していると思われるが JESCO への機器登録を行っていない事業場（約 8,800 事業場）に対し、ダイレクトメールで登録を依頼。しかし、平成 23 年 10 月末現在、依頼に応じた新規登録は 979 事業場にとどまっている。
- ・ 自治体によっては、立入検査の際に JESCO への登録を呼びかけたり、JESCO と共同で JESCO への登録をお願いする文書を発出するなどの取組を行っていただいている。

③登録事業者を対象とした説明会への参加の働きかけについて

- ・ JESCO への登録を行っている少量保管者及び中小企業者に対して、JESCO から連絡・案内のうえ、処理委託契約のための説明会を順次開催（1 回当たり 30～50 者）。説明会への参加率は平均で 85%。
- ・ 自治体が、事業者に対して電話で案内を実施していただくなど、積極的に働きかけていただいた場合、参加率が高くなっている。

（2）処理委託をしない保管事業者の意見

○説明会等で JESCO から働きかけを行っても、処理委託をしない保管事業者が存在する。その理由として、次のような意見が示されている。

- ・ 処理費用の捻出が困難である。（なお、処理費用だけでなく収集運搬費用や補修費用が高いとする意見もある。）
- ・ 事業場からの搬出に手間がかかる。
- ・ トランス・コンデンサを購入した際には、PCB 処理が必要であるとは認識していなかったが、30 年以上たつて保管事業者が処理しなければならないのは納得いかない。
- ・ PCB を含有したトランス・コンデンサを製造したメーカーが責任を持って処理すべきであり、保管事業者が処理するのは納得できない。
- ・ ビル・工場等の不動産を購入したところ、当該不動産にトランス・コンデンサがあったため、保管事業者になっただけである。（処理する意思なし）
- ・ 会社の倒産等によりトランス・コンデンサを預けられただけである。（処理責任の意識なし） 等

(3) 処理費用の捻出が困難な事業者について

- ・ 処理の意思はあっても、廃業した個人、資金繰り難で処理委託を延期せざるを得ない零細事業者が存在。なかには、中小企業者等軽減制度（処理料金を7割軽減）を活用しても処理料金が支払えない事業者も存在。こうした事業者に対し特段の対策がないのが現状。

3. 収集運搬における漏洩対策の現状

機器の搬出に当たって漏洩防止措置を講じることが PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で求められている。適切に措置がなされていないと、輸送中に漏洩が生じ、JESCO での処理に支障をきたす場合がある。

(1) 収集運搬に適用されるルール（図3）

- ・ トランス、コンデンサの収集に対しては、①関係法令、②ガイドライン（環境省通知）が適用される。
- ・ ガイドラインでは、事前調査時や収集運搬の過程で廃 PCB 等の漏洩の有無を点検し、必要な漏洩防止措置を講じることとされている。漏洩防止措置の例示として、適切な運搬容器への収納、目止め材による補修、補強材・緩衝材による保護及び包装、缶体からの液抜きなどが挙げられている。
- ・ さらに、JESCO への機器の搬入に際しては、③JESCO の受入基準の遵守が必要となる。
- ・ JESCO 受入基準では、機器の搬入を行う者に対し、関係法令やガイドラインを遵守することに加えて、搬入機器の寸法・重量や搬入経路、搬入時間帯等の制限の遵守、車両への GPS システムの備え付け、保険金額3億円以上の保険への加入等を求めている。

(2) 搬入前の漏洩防止措置等

- ・ ガイドラインでは、現に漏洩している又は収集・運搬中に漏洩のおそれがある機器については、保管事業者の責任において、適切な漏洩防止措置（適切な運搬容器への収納、目止め材による補修、補強材・緩衝材による保護・包装など）を講じることとされている。
- ・ 補修・補強等の措置は機器の保管事業者やその関連会社が行うか、保管事業者からの依頼を受けて収集運搬業者が行うことが多い。
- ・ JESCO においては、収集運搬業者を対象として、漏洩対策の講習を行っている。
- ・ ガイドラインでは、目止め材による補修後、1週間以上を目安として養生期間をとり、漏洩がないことを確認することとされている。しかし、搬出日の朝に補修をしているなど、ガイドラインが守られていない例がある。

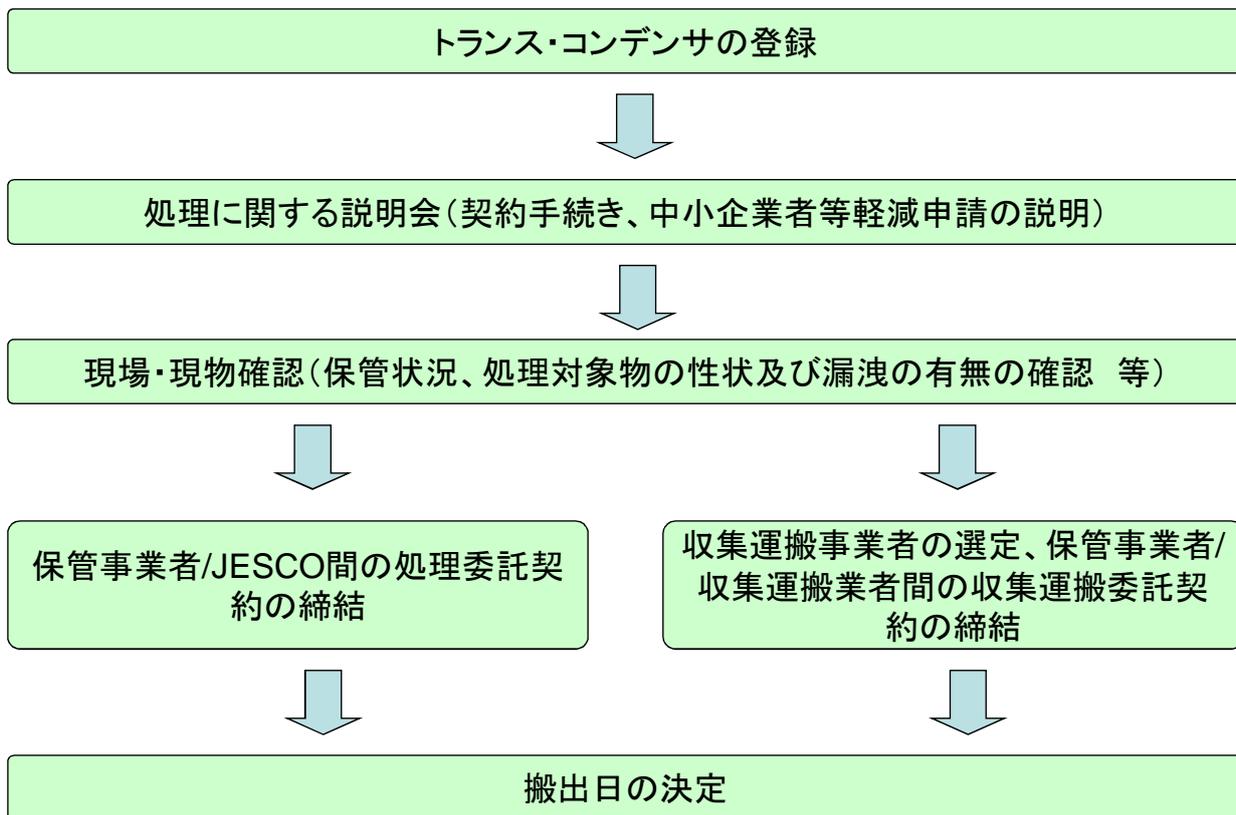
- ・ 搬出時点では健全機器であったり補修がされていた機器であっても、JESCO 事業所に到着した段階で機器からの漏れやにじみが生じている場合が見られる。（補修の不備のほか、保管場所と輸送過程での温度差、運搬中の機器同士の接触、輸送時の機器の振動等が原因と考えられる。）

（３） J E S C O の 処 理 へ の 影 響

- ・ JESCO では搬入時に受入室・検査室において漏洩の有無を確認する。漏洩が生じていた場合、保護具を着用し局所排気を行いながら除染・補修を行ったうえで通常の処理工程に投入する。特殊解体室等を用いて作業を行う場合もある。追加の工程が発生するため処理効率が低下し、他の機器の受入・処理にも遅れが生じることとなる。

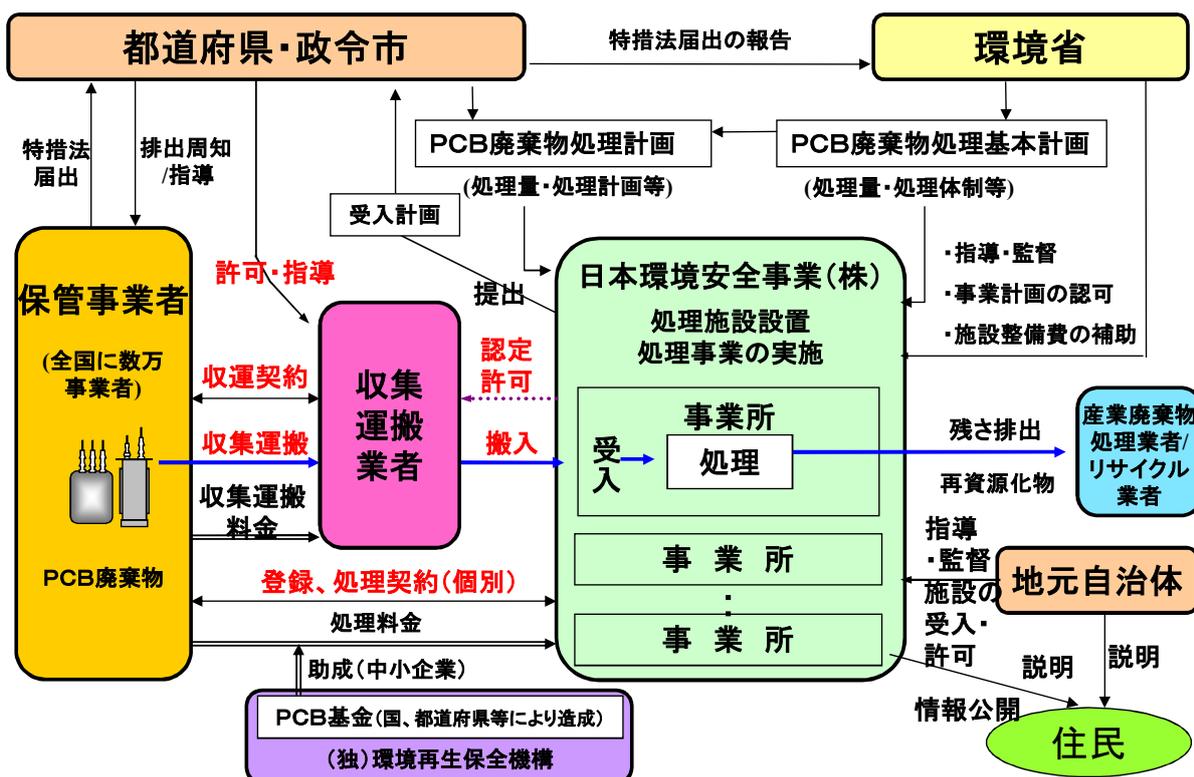
(図1)

搬出(受入)までの手続きの流れ



(図2)

JESCOのPCB廃棄物処理事業の仕組み



収集・運搬に適用される基準について (図3)

関係法令

廃棄物処理法 等

PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(環境省通知)

➤ 関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示したもの

JESCO受入基準

- JESCOへPCB廃棄物を搬入する場合に遵守が必要な基準
- 関係法令やガイドラインの遵守に加えて、以下のような事項を求めている。
 - 搬入機器の寸法・重量や搬入経路、搬入時間帯等の制限の遵守
 - 車両へのGPSシステムの備え付け
 - 保険金額3億円以上の保険への加入 等